

## マイカーサーチ Plus 利用規約

マイカーサーチ Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約に付随して、T-Connect のオプションサービスとしてトヨタコネクティッド株式会社（以下、「TC」といいます）が提供する「マイカーサーチ Plus」、および、TC 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する「マイカーSecurity」および「マイカーサーチ」の利用条件を定めるものです。マイカーサーチ Plus 利用規約は、T-Connect 利用規約と一体となり、その一部を構成するものであり、マイカーサーチ Plus 利用規約に定めのない事項は、T-Connect 利用規約の各条項が適用されるものとします。

### 第1条 （規約の適用）

1. マイカーサーチ Plus 利用規約は、TC と本サービス利用者等（次条にて定義します）の本サービス（次条にて定義します）の利用に関する関係一切に適用されます。
2. TC は、本サービスの利用条件等に関して、別途、規程等（以下、「マイカーサーチ Plus 諸規程」といいます）を定めることがあります。マイカーサーチ Plus 諸規程は、マイカーサーチ Plus 利用規約と一体となり、その一部を構成するものとし、本サービス利用者等は、本サービスを利用する際には、マイカーサーチ Plus 利用規約に加えてマイカーサーチ Plus 諸規程の定めも遵守するものとします。ただし、マイカーサーチ Plus 利用規約とマイカーサーチ Plus 諸規程の定めが矛盾または抵触する場合には、マイカーサーチ Plus 諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

### 第2条 （定義）

マイカーサーチ Plus 利用規約において使用する次の各号に定める用語は、当該各号に定める意味を有するものとします。その他のマイカーサーチ Plus 利用規約で使用する用語は、マイカーサーチ Plus 利用規約で特段定義がされない限り、T-Connect 利用規約および T-Connect の個人情報等の取得と利用について

(<https://toyota.jp/tconnectservice/tcterms/>) において定義された意味を有するものとします。

- (1) マイカーサーチ Plus : T-Connect のオプションサービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (2) マイカーSecurity : 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (3) マイカーサーチ : 所定の車両において T-Connect の基本サービスとして TC が提供する第 6 条に規定するサービスをいいます。
- (4) 本サービス : マイカーサーチ Plus、マイカーSecurity およびマイカーサーチを総称していいます。
- (5) マイカーサーチ Plus 契約者 : マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC との間でマイカーサーチ Plus の利用に関する契約が成立した者をいいます。
- (6) マイカーサーチ Plus 利用契約 : マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect のオプションサービスとして、TC およびマイカーサーチ Plus 契約者との間で成立するマイカーサーチ Plus の利用に関する契約をいいます。
- (7) マイカーサーチ Plus 権限受領者 : T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項に定めに基づきマイカーサーチ Plus 契約者からマイカーサーチ Plus の利用権限を付与された者をいいます（マイカーサーチ Plus 契約者自身を含みません）。
- (8) マイカーサーチ Plus 契約者等 : マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーサーチ Plus 権限受領者を総称していいます。
- (9) マイカーSecurity 利用者 : マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、マイカーSecurity を利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (10) マイカーSecurity 権限受領者 : T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきマイカーSecurity 利用者から

マイカーSecurityの利用を許諾された者をいいます（マイカーSecurity利用者自身を含みません）。

- (11) マイカーSecurity 利用者等：マイカーSecurity 利用者およびマイカーSecurity 権限受領者を総称していいます。
- (12) マイカーサーチ利用者：マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき、T-Connect の基本サービスとして、マイカーサーチを利用する、T-Connect 基本契約の契約者をいいます。
- (13) マイカーサーチ権限受領者：T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項の定めに基づきマイカーサーチ利用者からマイカーサーチの利用を許諾された者をいいます（マイカーサーチ利用者自身を含みません）。
- (14) マイカーサーチ利用者等：マイカーサーチ利用者およびマイカーサーチ権限受領者を総称していいます。
- (15) 本サービス利用者等：マイカーサーチ Plus 契約者等、マイカーSecurity 利用者等およびマイカーサーチ利用者等を総称していいます。
- (16) 本サービス利用車両：マイカーサーチ Plus 利用規約に基づき本サービスを利用する車両をいいます。
- (17) マイカーサーチ Plus 利用料：マイカーサーチ Plus の提供にかかる対価・料金をいいます。

### 第3条 （マイカーサーチ Plus 利用契約の申し込み）

1. マイカーサーチ Plus は、TC がマイカーサーチ Plus を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。マイカーサーチ Plus 利用契約の申し込みにあたっては、利用車両がマイカーサーチ Plus を利用できる車種であるかどうかをあらかじめご確認ください。
2. マイカーサーチ Plus 利用契約の申し込みは、T-Connect 基本契約の申し込みと同時に、または事前に T-Connect 基本契約が成立している場合に限り、行うことができます。マイカーサーチ Plus を利用できる車種はこちら  
([https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available\\_car\\_list.pdf](https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf)) からご確認ください。

### 第4条 （マイカーSecurity の利用）

マイカーSecurity は、TC がマイカーSecurity を利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。マイカーSecurity を利用できる車種はこちら

([https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available\\_car\\_list.pdf](https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf)) からご確認ください。

### 第5条 （マイカーサーチの利用）

マイカーサーチは、TC がマイカーサーチを利用することができる車種として指定した車両でのみ利用することができます。マイカーサーチの利用できる車種はこちら

([https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available\\_car\\_list.pdf](https://toyota.jp/pages/contents/tconnectservice/contents/pdf/available_car_list.pdf)) からご確認ください。

### 第6条 （サービスの内容）

1. 本サービスは、ドアのこじ開け等による車両の異常を検知した場合に、TC 所定の方法でお知らせを行うサービスです。詳細はこちら (<https://toyota.jp/tconnectservice/service/mycarsearch.html>) からご確認ください。
2. マイカーサーチ Plus は、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーサーチ Plus 権限受領者が利用できます。
3. マイカーSecurity は、マイカーSecurity 利用者およびマイカーSecurity 権限受領者が利用できます。
4. マイカーサーチは、マイカーサーチ利用者およびマイカーサーチ権限受領者が利用できます。ただし、車両位置追跡および警備員派遣は、マイカーサーチ利用者等においては利用できません。また、T-connect スタンドードまたは T-Connect エントリーの基本サービスとしてマイカーサーチを利用するマイカーサーチ利用者等においては、上記のほか、マイカー始動通知およびアラーム通知はご利用いただけません。

## 第7条 (利用条件および遵守事項)

1. TC は、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者のみが利用できるサービスに関して、プライバシー保護およびセキュリティ管理のため、本サービスの利用にあたって、T-Connect の申込時に付与された ID およびパスワード、またはマイカーサーチ Plus 契約者本人およびマイカーSecurity 利用者本人を特定できる情報をもって、本サービスを利用しようとする者がマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者であることを確認できない場合には、本サービスを提供できません。ただし、本サービスを提供しないことでマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者の利益を著しく損なうおそれがあると TC が判断し、かつ本サービスを提供することが法令等に違反しない場合はこの限りではありません。
2. 本サービスの一部を利用するためには、My TOYOTA+ のダウンロードが必要です。お持ちのスマートフォンに My TOYOTA+ をダウンロードしてください。なお、My TOYOTA+ に対応するスマートフォンは、Google Play または App Store の対応機種情報をご確認ください。
3. 本サービスのうち、オペレーターによる対応が伴うサービスについては、電話での対応に限り、FAX、その他の手段による対応は行っておりません。
4. 本サービス利用者によるオペレーターの指名には対応しておりません。
5. 本サービス利用者からの要請の集中や要請内容等により、サービスの提供が遅れる場合があります。
6. 本サービスには、それぞれ所定の作動条件があります。詳しくはマイカーサーチ Plus 利用規約の定めに加え、My TOYOTA+ のヘルプをご確認ください。
7. マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者およびマイカーサーチ利用者は、T-Connect 利用規約第 8 条第 2 項に定めるところにより、自己の責任と費用負担において、マイカーサーチ Plus 権限受領者、マイカーSecurity 権限受領者およびマイカーサーチ権限受領者に対して、マイカーサーチ Plus、マイカーSecurity およびマイカーサーチのサービスを利用することができる権限を付与することができます。
8. 本サービス利用者等は、本サービスの利用にあたって、My TOYOTA+ 上に記載される利用方法その他の留意事項を遵守するものとします。

## 第8条 (アラーム通知・車両の位置追跡)

1. アラーム通知は、盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信された場合に、本サービス利用者等があらかじめ TC 所定の方法で設定した連絡方法（メール、電話またはプッシュ通知）にて連絡を行うサービスです。TC は、当該連絡に応答した者に対して、本サービス利用車両の車載機および DCM が警報信号を送信している事実並びに「T-Connect サービスの個人情報等の取得と利用について」に定める契約データおよび車両データのうち必要な情報をお伝えします。
2. 車両の位置追跡サービスは、下記のいずれかに該当する場合にサービスを提供します。
  - (1) 盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたと マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者またはアラーム通知連絡に回答した者が判断した場合で、マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者または当該回答者からオペレーターに車両の位置追跡の要請があったときオペレーターが本サービス利用車両の位置を確認し、位置の追跡可能な場合には、マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者またはアラーム通知連絡に回答した者に対して、本サービス利用車両の位置情報をお伝えします。
  - (2) 盗難発生警報装置が作動していない場合であっても、マイカーサーチ Plus 契約者またはマイカーSecurity 利用者から本サービス利用車両の盗難について警察へ被害届が提出され、TC に対し当該被害届の受理番号の申告がなされた場合で、マイカーサーチ Plus 契約者またはマイカーSecurity 利用者からオペレーターに車両の位置追跡の要請があったときオペレーターが本サービス利用車両の位置を確認し、位置の追跡可能な場合には、マイカーサーチ Plus 契約者、マイカーSecurity 利用者に対して、本サービス利用車両の位置情報をお伝えします。
3. アラーム通知および車両の位置追跡サービスは、TC 所定のサービス提供条件に該当しない場合、対応をお断りさせ

ていただく場合があります。

## 第9条 (警備員の派遣)

1. 警備員の派遣は、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者のみが利用できます。
2. TC は、盗難発生警報装置の作動により、車載機および DCM が警報信号を感知し、センターに警報信号が送信され、かつ本サービス利用車両が盗難されたとマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が判断した場合で、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者から警備員の派遣要請を受けたときには、TC 所定の警備会社の警備員を車載機および DCM から送信される位置情報のおおよその位置に派遣させ、次の業務を行います。
  - (1) 警備員は、TC の指示に基づき派遣した位置付近を巡回し、本サービス利用車両の発見に努めます。巡回時間は、原則として、警備員が巡回のために出動してから 1 時間とし、同巡回に要する費用は無料とします。
  - (2) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が TC 所定の方法によって 1 時間を超える巡回を要請した場合、TC は、警備員に対して、さらに、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が指定する時間内の巡回を行わせるものとします。1 時間を超える巡回については別途費用が発生し、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者がその支払義務を負います。
  - (3) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity は、警備員の巡回に際し、TC の要請があった場合、巡回に同行する等の協力をするものとします。
  - (4) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が巡回に同行する際に要する費用については、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者の自己負担とします。
  - (5) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者による巡回の同行については、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者の責任に基づいて実施されるものです。同行中に生じる事故等について、警備会社、警備関連会社（次条に定義）および警備員ならびに TC は、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者何らの責任も負いません。
  - (6) TC は、マイカーサーチ Plus 契約者に対して、第(1)号および第(2)号の巡回の結果（本サービス利用車両を発見できた場合はその旨、巡回時間内で発見できなかった場合はその旨）を電話等 TC 所定の連絡方法にて通知します。
3. 前項第(1)号および第(2)号の業務範囲は、原則として、警備員が公道上から目視できる範囲とし、第三者の占有・管理に属するために任意に入場できない範囲、警備員に危険が生じる可能性があるとして TC が判断した範囲およびその他通常の巡回が不可能な範囲を除くものとします。
4. 第2項第(1)号および第(2)号の業務における TC の契約上の義務は、第2項第(6)号の通知をもって一切完了するものとします。ただし、第2項第(6)号の業務において、理由の如何を問わず、TC 所定の方法によるマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者に対する連絡が奏功しない場合は、TC がマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者に対して連絡を試みた時点をもって TC の契約上の義務は終了するものとします。
5. 本サービス利用車両が発見できない場合、本サービス利用車両が棄損した場合等について、TC はマイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者何らに損害、損失等が発生した場合であっても一切の責任を負いません。
6. 警備員の派遣業務は、TC が、本サービス利用車両の捜索を行うのみであり、発見した本サービス利用車両を警備するものではありません。
7. 前各項の規定にかかわらず、次の場合は警備員の派遣業務の対象外とします。
  - (1) 車載機および DCM から送信される位置情報の検索が不可能な場合
  - (2) TC が、車載機および DCM から送信される位置情報に基づき、本サービス利用車両の停車時間が 10 分未満であると判断する場合
  - (3) 山間部、離島、高速道路上その他警備会社が対応できない地域に本サービス利用車両が存在する場合

- (4) マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者が同一事象について繰り返し警備員の派遣を要請していると TC が判断する場合
- (5) T-Connect 利用規約またはマイカーサーチ Plus 利用規約の他の規定に定める事由により本サービスの全部または一部を提供することができないことに起因して、TC が警備員の派遣を困難と判断する場合。

#### 第10条 (警備会社の関連会社への委託)

本サービスの提供において、本サービス利用車両の所在位置が、警備会社の関連会社（以下、「警備関連会社」といいます）が管轄する地域である場合には、TC は、TC および警備会社の責任で、その対応業務を当該警備関連会社に委託することができるものとします。

#### 第11条 (リモートモビライザー)

1. リモートモビライザーは、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者のみが利用できます。
2. リモートモビライザーは、所定の作動条件を満たした場合において、マイカーサーチ Plus 契約者およびマイカーSecurity 利用者から TC 所定の方法でリモートモビライザー設定の要請があった場合に、本サービス利用車両の始動（ACC-ON または IG/ON）を行えない状態（以下、「リモートモビライザー設定中」といいます）にします。
3. リモートモビライザーは、本サービス利用車両の盗難について警察に被害届を提出いただくことを条件としてサービスを提供します。

#### 第12条 (マイカーサーチ Plus 利用料の支払い)

マイカーサーチ Plus 契約者は、マイカーサーチ Plus 利用契約に基づき、マイカーサーチ Plus 利用料として別紙に定める金額を、TC に対して支払うものとします。マイカーサーチ Plus 利用料の支払方法および支払期日は、マイカーサーチ Plus 利用規約および T-Connect 利用規約第 11 条に定めるところによるものとします。

#### 第13条 (契約期間)

マイカーサーチ Plus 利用契約の契約期間は、別紙に定めるとおりとします。

#### 第14条 (免責)

TC は、取次先事業者のサービスの故障、損壊、不具合、終了等による場合、あるいは、取次先事業者の故意または過失による場合について、本サービス利用者等に対して一切の責任を負いません。ただし、TC に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。

#### 第15条 (特則)

マイカーサーチ Plus 契約者のうち本条に記載のサービスプランの契約者については、T-Connect 利用規約およびマイカーサーチ Plus 利用規約の適用に関し、本条に定める特則が適用されます。

- (1) 第 3 条第 2 項に指定した車種を利用車両とし、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結する契約者
  - (i) マイカーサーチ Plus 利用料は、利用車両として登録するリース車両の法人リース契約期間中、当該リース契約の利用料に含まれるため、マイカーサーチ Plus 利用料を別途支払う必要はありません。
  - (ii) 法人リース契約が、解約、解除、契約期間満了その他事由のいかなを問わず終了した場合、マイカーサーチ Plus 利用契約も法人リース契約が終了した時点で当然に終了します。

別紙

■マイカーサーチ Plus

(1) T-Connect エントリー、T-Connect スタンダード

①T-Connect エントリーまたはスタンダードの契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、マイカーサーチ Plus 利用契約を締結する場合

契約期間	契約期間は、マイカーサーチ Plus 利用契約の契約成立日から、当該契約成立日の属する月を初月とした 12 ヶ月目の末日まで（年払いの場合）、または当該契約成立日の属する月の末日まで（月払いの場合）です。契約成立日が月の途中であっても、利用料の日割り計算は行いません。 マイカーサーチ Plus 利用契約は、自動更新契約です。マイカーサーチ Plus 契約者により所定の解約手続きが行われ、契約期間満了日までにマイカーサーチ Plus 利用契約の解約の効力が発生しない限り、または TC が契約期間満了日までにマイカーサーチ Plus 利用契約を更新しない旨の意思表示をしない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間（年払いの場合）または 1 ヶ月間（月払いの場合）自動的に更新され、以降も同様となります。	
利用料（消費税込み）	年払い	2,420 円／年
	月払い	220 円／月
選択可能な支払方法	クレジットカード／預金口座振替／指定口座振込／TOYOTA Wallet (TS CUBIC)	

②T-Connect エントリーまたはスタンダードの契約者のうち、T-Connect 利用規約第 27 条に定める法人管理契約を締結した契約者が、T-Connect のオプションサービスとして、マイカーサーチ Plus を利用する場合

契約期間	契約期間は、契約者とリース店との間で締結される法人リース契約の契約期間をいいます。 法人リース契約の契約期間のどの時点でマイカーサーチ Plus 利用契約をしても、または、法人リース契約の契約期間に一旦解約がなされた後改めてマイカーサーチ Plus 契約がなされた場合でも、当該法人リース契約が終了した日をもって当然に終了します。	
利用料（消費税込み）	法人リース契約の利用料に含まれます。別途のお支払いは不要です。	
選択可能な支払方法	選択不要	